

平成23年7月13日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について

東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物については、適正な分別、破碎・選別等の処理を行い、積極的な再生利用を図り、最終処分量の削減に寄与することが必要です。

つきましては、災害廃棄物の処理に当たっては、下記の点にご配慮いただくとともに、貴管内の市町村及び関連事業者等に対して周知をお願いします。

記

1. 再生利用の推進

災害廃棄物を発生現場や仮置場等で分別し、中間処理施設で破碎・選別等や有害物質等を含む場合には無害化等の処理を適切に行うことにより、例えば地盤沈下した場所の埋め戻し材、人工の山・展望台や海岸防災林造成に当たっての盛土材、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材、木質系廃棄物のボードや燃料・発電等への活用等が考えられることから、経済性も考慮しつつ、災害廃棄物の再生利用について幅広く検討を行い、再生利用を促進するものとする。

2. 発注仕様書への反映

事業者へ委託した場合の災害廃棄物の処理は発注仕様書に沿って行われることになるが、災害廃棄物処理計画を策定する段階から災害廃棄物の再生利用について十分な検討を行い、災害廃棄物処理事業の発注仕様書に特記すること等により反映させるものとする。

3. 関係機関等との連携

災害廃棄物の再生利用を図るためには、関係機関や関係団体等との十分な連絡・調整が必要であることから、例えば各県に設けられた災害廃棄物処理対策協議会の場を活用する等、関係機関や関係団体等との十分な連携を図るものとする。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 村山、大野

TEL 03-5501-3154（直通）、FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp